各位

企画部 財政課

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

国は、令和5年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」(以下「新技術者単価」という。)をそれぞれ決定・公表しました。

これを受け、瑞穂町は、技能労働者や技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価を用いて予定価格を設定した工事においては受注者が新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、旧技術者単価を用いて予定価格を設定した設計等委託においては受託者が新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ発注者に請求することができる特例措置を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1特例措置の概要

受注者は、工事請負契約書第52条(補足)の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、監理委託契約書第51条(疑義の決定等)の規定により旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、それぞれ町に対して請求することができる。

2 対象案件

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、対象外とする。

3契約金額の変更

次の方式により変更後の契約金額を算出する。

変更後の契約金額=P新×k

P新: 新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定 価格

k: 当初契約の落札率

4請求期限

本通知に基づく契約金額の変更協議の請求期限は、工期末が令和5年度内の工事または設計等委託の場合は、工期末の5日前(土・日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。)までとし、それ以外の工事または設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。

変更の協議を請求される場合は、書面により速やかにお願いします。

問合せ先:瑞穂町企画部財政課契約係

電話番号: 0 4 2 - 5 5 7 - 7 6 8 4